

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県副知事定数条例の新設について

1 条例の新設理由

地方自治法の一部改正に伴い、副知事の定数を定める。

2 条例の概要

- (1) 副知事の定数は、1人とする。
- (2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

◇鳥取県認定こども園に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が制定され、就学前の教育、保育及び子育てを総合的に提供する施設を都道府県知事が認定子ども園として認定する制度が設けられた。
- (2) (1)に伴い、認定子ども園の認定基準を定める。

2 条例の概要

- (1) 認定子ども園の認定基準は、次に掲げる認定子ども園の種類に応じ、職員配置、職員資格、施設設備、教育及び保育の内容、保育者の資質向上等、子育て支援並びに管理運営等ごとに定めるところによる。
 - ア 幼保連携型認定こども園
 - イ 幼稚園型認定こども園
 - ウ 保育所型認定こども園
 - エ 認可外保育施設型認定こども園
- (2) 施行期日は、公布の日とする。